

序論

第1章 計画策定にあたって P. 7

第2章 これからのまちづくりに向けて P. 9

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

本市は、平成17年2月に柳井市と大畠町による1市1町の合併を踏まえ、平成19年3月に新たなまちづくりの指針となる第1次柳井市総合計画を策定しました。この第1次計画では、新しい市の誕生を「新時代の地方自治運営に向けた出発点」と位置づけ、「健康で、安心・安全な市民の暮らしを実現し、地方分権時代をたくましく生き抜くベンチャー自治体の創造と、助け合い・守り合いを大切にする、人にやさしい地域づくり」を基本理念と定め、「人が輝く・夢が生まれる・瀬戸内のふれあい元気都市～自主自立・参加と連携によるまちづかい～」を将来都市像に掲げ、その実現に取り組んできました。

近年の地方自治体を取り巻く環境は、本格的な人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行、消費型社会から循環型社会への転換、国際化や情報化の進展など、大きく変化しています。また、20年以上にわたる地方分権改革により、国、県からの権限移譲が進み、基礎自治体である本市の果たすべき役割と責任は、大きくなっています。

本市においては、税収の減少など、厳しい財政状況が続く中、こうした時代の変化に適応した行財政運営の下に、自主的・主体的な自治体経営を進め、豊かな地域社会を創造していくことが求められます。

そのためには、多様な市民ニーズに的確に対応しながら最適な公共サービスを提供し、持続可能な行財政運営を進めていくとともに、市民の力を最大限に生かした市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

第2次柳井市総合計画は、平成29年3月末の第1次計画の計画期間終了を受け、平成29年度以降の本市の新たなまちづくりの方向性を示すとともに、その着実な実現を図る長期計画として策定するものです。

第2節 計画の役割

この計画は、本市がめざす将来都市像と基本目標を示し、それをどのように実現していくかを明らかにするものです。また、行政のみならず市民、企業、地域等の多様な主体が共通の目的や課題の達成に向けて、協働してまちづくりを進めていくための指針ともなります。

なお、本市の各種の分野別計画は、原則として、この計画に則するものとします。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3つで構成します。

(1) 基本構想

本市のめざすべき将来都市像と基本目標を定め、これらを実現するために必要な基本施策を示します。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像や基本目標の実現を図るための計画です。基本施策ごとに今後の展開方針や主な取組などを明らかにします。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うものとします。

(3) 実施計画

基本計画に基づき、事業を計画的かつ効率的に実施するための具体的な計画です。計画期間は当該年度を含む4年間とし、社会経済情勢の変化に即応するため、毎年度ローリング方式により見直しを行うものとします。

